所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年五月一日

神戸市東灘区向洋町中一丁目一四番地イースト・コート一一番街ビジネスセンター三〇〇号
株式会社ニューズダスト
代表取締役　北浦　浩

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類及び数
高井　昭平　神戸市東灘区向洋町中五一一五一一一一一一	普通株式　一一十株

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 29 年５月１日

記

［掲載順序］
①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①株式会社東日本国際旅行社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6061号　④株式会社東日本国際旅行社　東京都江東区亀戸一丁目39番１号　代表取締役　謝善鵬　⑤本社営業所　東京都江東区亀戸１丁目39番１号ハピーハイツ806号室　⑥平成20年７月17日　⑨平成29年４月５日　⑩750万円　⑪東京都知事　⑫東京都江東区亀戸一丁目39番１号　株式会社東日本国際旅行社　代表取締役　謝善鵬

Ｂ　①株式会社ツアー・ウェーブ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5303号　④株式会社ツアー・ウェーブ　東京都中央区日本橋馬喰町一丁目５番１号馬喰町有楽ビル　代表取締役　高橋戒　⑤本社営業所　東京都中央区日本橋馬喰町一丁目５番１号馬喰町有楽ビル　⑥平成７年６月22日　⑧平成29年３月31日　⑩450万円　⑪東京都知事　⑫東京都中央区日本橋馬喰町一丁目５番１号馬喰町有楽ビル　株式会社ツアー・ウェーブ　代表取締役　高橋戒

Ｃ　①日本観光投資株式会社　②第３種旅行業　③長野県知事登録旅行業第３－586号　④日本観光投資株式会社　長野県下高井郡山ノ内町大字平穏2277番地　代表取締役　石坂大輔　⑤本社営業所　長野県下高井郡山ノ内町大字平穏2277番地　⑥平成28年11月28日　⑨平成29年３月23日　⑩300万円　⑪長野県知事　⑫長野県下高井郡山ノ内町大字平穏2277番地　代表取締役　石坂大輔

Ｂ　①馬場義孝（ＤＣＤトラベル）　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－666号　④馬場義孝　福岡県三潴郡大木町大字上白垣759番地１　⑤本社営業所　福岡県三潴郡大木町大字上白垣759番地１　⑥平成19年６月４日　⑧平成29年３月28日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県三潴郡大木町大字上白垣759番地１　馬場義孝

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 29 年５月１日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示
①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社トラベルフォー　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4137号　④株式会社トラベルフォー　東京都豊島区西池袋四丁目34番13号　代表取締役　長坂義雄　⑤本社営業所　東京都豊島区西池袋四丁目34番13号　⑥平成９年１月８日　⑦平成29年３月31日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①イズミヤカード株式会社　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2507号　④イズミヤカード株式会社　大阪市浪速区元町三丁目１番４号　代表取締役　西村雅敬　⑤レマントラベルサービス　大阪市浪速区元町三丁目１番４号　⑥平成21年５月26日　⑦平成29年４月５日　⑧90万円　⑨450万円

Ａ　①岐阜バス観光株式会社　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1712号　④岐阜バス観光株式会社　岐阜市三笠町四丁目４番地　代表取締役　安田淳一　⑤旅行営業部　岐阜県羽島郡岐南町平成一丁目135番地　⑥平成16年８月６日　⑦平成29年４月８日　⑧1400万円　⑨7000万円